

# 建設上下水道常任委員会会議録

平成27年7月7日

北 見 市 議 会

午前 9時57分 開 議

○（隅田委員長） ただいまから建設上下水道常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○（山本次長） ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は6名、全員出席であります。

以上であります。

○（隅田委員長） 今定例会におきまして、私ども建設上下水道常任委員会に付託されました議案の審査を行うわけではありますが、審査につきましては、配付されておりますレジュメに従い、行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時58分 休 憩

---

午前 9時59分 再 開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、まず都市建設部所管の審査を行います。補足説明を求めます。

○（佐藤部長） おはようございます。それでは、私から今定例会に提案させていただきました都市建設部所管の案件の概要につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号平成27年度北見市一般会計補正予算についてでございますが、昨年度の大雪の影響により、雪堆雪場の融雪作業委託費が見込みを上回ったほか、川東臨時雪堆積場への搬入路が損傷し、補修が必要になったことから、維持補修経費について補正計上いたしました。

次に、議案第6号北見市手数料条例等の一部を改正する条例についてでございますが、建築基準法などの改正に伴い、北見市手数料条例などについて所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第7号北見市都市公園条例の一部を改正する条例についてでございますが、指定管理者に

よる都市公園内の施設管理を効果的、効率的に行えるよう所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第12号財産の取得についてでございます。除雪事業の安定を図るため、除雪ショベル2台の購入に当たり、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第13号及び14号の工事請負変更契約の締結についてでございますが、議決いただいております工事請負契約にそれぞれ契約金額の変更に伴う設計変更が必要となりましたことから、変更契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長よりご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○（片桐課長） おはようございます。それでは、私から道路管理課にかかわります補正予算及び財産の取得につきまして、委員会資料に基づき説明させていただきます。

まず初めに、議案第1号平成27年度北見市一般会計補正予算についてでございます。委員会資料1ページをお開き願います。道路橋りょう維持費の融雪対策費では、毎年国及び北海道から河川敷地を占用し、雪堆積場として使用しており、その堆積された雪を4月から5月にかけて、重機で雪を割りながら解かし、それぞれ5月末までに占用の廃止をしているところでございますが、昨年度は過去10年間で降雪量が最も多かったことにより、雪堆積場への搬入量が増加したため、融雪費用が不足したことから必要な経費を計上するものです。

また、さきの常任委員会で報告させていただきましたが、川東臨時雪堆積場使用に伴う常呂川右岸堤防天端道路等の補修費用を合わせて3,723万円を補正計上させていただくものです。

なお、委員会資料2ページには、常呂川右岸堤防天端道路等の補修箇所図を黒実線で図示しておりますので、ご参照ください。

次に、議案第12号財産の取得についてでございますが、委員会資料18ページをお開き願います。除雪事業の安定を図るため、官貸車として除雪用ショベル2台を増車しようとするもので、今般の除雪用ショベル2台の購入に係る予定価格が3,000万円を超えるため、北見市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で私からの説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○(小原課長) それでは、私から議案第6号北見市手数料条例等の一部を改正する条例について、委員会資料に基づき補足説明させていただきます。

資料3ページをお開きください。今回の改正は、より合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するための建築基準法や同施行令の改正を初め、都市再生特別措置法の改正及び住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づきます住宅性能表示制度が改正され、順次施行されており、これらの法令等の改正に伴い、関連いたします3つの市条例について各種手数料の削除、新設及び文言の整理、条ずれの解消など所要の改正を行うものでございます。

初めに、資料上段の(1)、北見市手数料条例の改正ですが、1から5までお示ししました5つの項目について改正するものでございます。

次に、(2)、北見市特別用途地区建築条例の改正及び(3)、北見市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の改正ですが、建築基準法施行令の改正に伴い、引用条項の条ずれの解消を行うものでございます。

改正の内容につきましては、資料4ページから15ページに3つの市条例の新旧対照表をそれぞれ載せております。新旧対照表は、左側が現行の条例、右側が改正案となっております。このうち手数料条例の改正の主なものですが、まず削除する手数料といたしまして、資料4ページから6ページの上段までの下線を引いた構造計算適合性判定に関する部分

がございます。

なお、削除に当たりましては、建築基準法に係る手数料のほか、構造計算適合性判定制度を準用しております高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料についても同様に削除するものでございます。

次に、新設する手数料といたしまして、資料7ページ上段右側の表、23の項、建築基準法第60条の3第1項ただし書きの規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数を14万100円とするもの、及び資料8ページの上段右側の表47の項、建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく既存の建築物の移転制限の適用外に係る範囲の認定の申請に対する審査の手数を2万9,000円とするものでございます。

なお、新設の手数料算定に当たっては、法令上同様の審査内容であります許可申請や認定申請の手数料と同額とさせていただき、整合性を図ることといたしました。

次に、資料15ページには条ずれの解消を行う2つの市条例を載せております。

最後に、ただいまご説明いたしましたそれぞれの市条例の改正につきましては、本定例会の議決をいただいた後速やかに施行する予定でございます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○(中野課長) おはようございます。続きまして、私から議案第7号北見市都市公園条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

委員会資料16ページから17ページ、議案書28ページでございます。本件につきましては、さきの5月15日に開催されました本委員会において、現状と改正内容などの概要をご説明させていただいたところでございます。現在北見市都市公園の指定管理者による管理につきましては、委員会資料16ページの新旧対照表の左側、現行にございます第7章の規定に

基づき行われております。

北見市都市公園の中には公園施設やスポーツ施設、社会教育施設などがあり、市民の方々もさまざまな目的で訪れ、利用者のニーズも多様化してきていることから、都市公園内の施設管理をより効果的、効率的に行うために、条例で定められている公園以外でも必要に応じて柔軟に指定管理者による管理が行えるよう、本条例の一部を改正するものでございます。

現行条例では、指定管理者による管理が行えるものは、第23条第1項で規定されております第1号、フラワーパラダイス、第2号、緑ヶ丘公園、第3号、東陵公園の有料公園施設となっております。また、このほか資料にはございませんが、条例の附則にあります平成18年の合併時に経過措置により留辺蘂町旭運動公園の中にあります都市公園部分も指定管理者で管理しております。

本条例の改正内容ですが、現行第23条を市長は都市公園及び公園施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者に公園の全部または一部の管理を行わせることができると改めるものです。

次に、第24条から第28条、別表第4につきまして、第23条の改正に伴い内容や文言の整理を行うものです。

なお、この条例は本定例会の議決後、平成27年10月1日から施行することとしております。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○(関山課長) おはようございます。それでは、私からお手元の委員会資料19ページから20ページ、議案第13号及び21ページから22ページ、議案第14号の工事請負変更契約の締結に係る2件の議案につきまして、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

平成26年第3回臨時市議会において議決いただきました高栄D団地市営住宅新築工事の建築主体3及び4の施工に当たり、賃金等の急激な変動に対処するための措置により、契約金額の変更を伴う設計変

更が必要となりましたことから、変更契約を締結いたしたく、北見市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○(隅田委員長) 補足説明が了しましたので、都市建設部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○(中崎委員) 本会議でも斎藤委員から指摘があったのですが、道路の路盤で道路構造令に合致した凍結深度とか守られている道路という意味合いでいろいろ道路が設計されているのですが、今回河川敷の道路自体は、そういう管理用道路としてのものでありますから、路盤圧とか、冬期間使わないというのが原則になっていると思うのです。その壊れるのは当たり前の道路にまた三千何百万円もかけて舗装しますということなのですが、まず1点目、それは原状復旧でもう一回やり直すのか、その辺お聞かせください。

○(片桐課長) 占用許可をいただいております開発局との協議の中で、今回は現況復旧の形で復旧させていただきます。

以上です。

○(中崎委員) 原状復旧ということですが、おそらく冬期間通行どめになる道路という前提で管理用道路はつくられていると思うのです。それで、ほかの堆積、堆雪の場所は砂利道とかで偶然にも路盤に損害が出ていない。どこかのり面とか、はらみとか出てきているかもしれないけれども、今のところわからないという状況だと思うのです。そういう中で、冬の大雪というのは常態化してきている。その中で年間でこの場所をまた使わなければならないというのは考えられることなので、所有者と話をして、冬期間でも通れるような、凍結深度を満たすような路盤に置きかえるとか、根本的なことをやっていかないと、毎年補修費の下敷きになると思うのです。その辺はどのようにお考えなのか、交渉する余地は

あるのか、お聞かせください。

○（片桐課長） 現在雪堆積場につきましては、通常春光町と北上、臨時堆積場としまして東相内、川東地区を使用させていただいておりますが、川東地区では日中であれば堤防の上を通ることはないのですけれども、夜間はどうしても住宅地を抱えているということで堤防を通らざるを得ないということ、それからことしは大雪でしたので、そういう事態が起きてしまったということで、これを契機に雪堆積場の確保を。今回も香りゃんせ公園の横のところをお借りして、北海道の排雪で使用させていただきましたので、今後排雪した雪を堆積する場所の移動というか、北見市、北海道、開発局の3者で使っておりますので、その割り振りを少々変えて、春光町に夜間排雪した雪を持っていこうと。春光町で使用しています開発局、北海道は香りゃんせ公園の雪堆積場を使用させていただき方向で今後検討していきたいとは考えております。

以上です。

○（森部委員） 今片桐課長から雪堆積場の割り振りの関係だとか、使用の仕方の変更という話をしていたけれども、雪堆積場の使用の仕方だとか、使い方というのは、今までの現行のままでは我々は説明を受けていない。新しい体制の割り振りをするだとか、置き場を変えるだとか、そういったことについては、委員会とも議会とも相談しなければならぬ案件になってくると思うのです。今片桐課長がこのようにやりたいという考えはあると思うのですけれども、まず1回きちんと議論してからでないと、ここであたかも置く場所を変えるのです、割り振りを変わるのでと説明の仕方をされてしまうと、なかなか今後ことしの冬に向けても少々やりづらい場面が出てくるような気がするのです、一旦整理して答えてもらったほうがいいのではないかと思いますので、委員長、よろしくお願いします。

○（隅田委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

○（隅田委員長） それでは、休憩を解いて引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（佐藤部長） 中崎委員からの雪堆積場の関係、あるいは森部委員からもご指摘ございましたけれども、雪捨て場の件につきましては、議会でも恒久的な雪捨て場の確保とかということが非常に言われております。私どもとしてもこれだけ雪が多い状況が続いておりますので、やはり恒久的な雪堆積場の確保も含めて今後検討していきたいと思っておりますし、運用の仕方については今後の検討をまた議会にご説明しながら、雪の除雪計画も含めてご説明したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○（中崎委員） 今部長から最終的なお話をいただいたと思うのですが、やはりどこに場所を変えるにしても、通常でそれだけの通行台数を見込んで設計した道路ではないですね。だから、東相内の道路に関して、大型の車両が日交通量であれだけの台数が通るという設計をしていないので、やはり地域にはご迷惑がかかっていると思うのです。振動の関係とか、そういう意味で、きちんと設定するに当たっても、そこまで行く道順もやはり責任ある部分なので、斎藤委員も言っていましたけれども、そのために道路構造令もありますので、その基準をきちんと生かして、安全で周りに迷惑のかからない道路に上げていただいて、毎年直すという話にならないようにしていただきたいと思っておりますので、意見です。

○（森部委員） 確認と勉強させていただきたいのですが、入札工事、発注について入札を行った場合は、入札金額というのは基本的に消費税の入っていない金額で入札しますね。18ページの財産のショベルの購入の部分では資料によると、入札金額と契約金額というのは、消費税込みという文言が入っていますね。こういう財産の場合は、消費税込みの金額

での入札方式なのか。僕のイメージとしては、消費税の入っていない金額での入札というのですか、札を入れると。だけれども、消費税はまた別の話であって、最低入札の金額と仮契約の金額というのは消費税込みになっているので、こういうのが通常なのか、その辺の入札の仕方について教えていただきたいと思います。

○（隅田委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

---

午前10時34分 再開

○（隅田委員長） それでは、休憩を解いて会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（片桐課長） 森部委員のご質問にお答えします。

最低入札書記載金額につきましては、訂正させていただきます。3,817万8,000円を3,535万円に訂正させていただきます。なお、下段の最低入札書記載金額3,817万8,000円を取得価格3,817万8,000円、消費税込み金額にて上記落札者と仮契約を行ったということに訂正、差しかえさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

○（隅田委員長） そのような形で差しかえさせていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で都市建設部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

---

午前10時37分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次に上下水道局所管の審査を行います。補足説明を求めます。

○（今 局長） おはようございます。それでは、私から本定例会提出議案中、上下水道局所管に係る議案第3号平成27年度北見市水道事業会計補正予算につきまして概要を説明させていただきます。

水道事業会計では、水道施設整備費国庫補助金として簡易水道等施設整備費関係事業に対する補助金の追加交付について、国及び北海道と協議が調いましたことから、統合簡易水道事業費で配水管布設工事1路線を補正計上したところであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審査のほどよろしく願いいたします。

○（水落課長） おはようございます。それでは、お手元の委員会資料に基づき上下水道局所管の補正概要につきまして説明いたします。

資料1ページをお開きください。平成27年度水道事業会計補正予算につきまして説明いたします。資料中段、資本的収入の国庫補助金では、簡易水道等施設整備費関係事業として次年度予定事業の一部前倒しによる補助事業として、国及び北海道と協議が調いましたことから、国庫補助金、企業債を財源に資料下段、資本的支出の統合簡易水道事業費に5,036万円を補正計上いたすものであります。

また、資料上段になりますが、事業費の増加に伴い仮払い消費税が増加いたしますことから、収益的支出の消費税及び地方消費税を減額いたすものであります。

私からは以上であります。

○（黒川課長） おはようございます。私からは、資料2ページの水道事業工事施工予定箇所図についてご説明いたします。

端野の緋牛内地区簡易水道事業を協和地区簡易水道事業と統合することで、昨年7月条例改正をさせていただき、今年度より工事着手しております。右上の凡例に示しますとおり、平成27年度当初箇所は三角実線で送配水管施工箇所を示しております。今回の平成27年度補正箇所は、四角実線で配水管布設工事964メートルを前倒して施工するものであります。

す。また、平成28年度予定箇所としまして、四角点線で配水管施工箇所を示しており、配水池新設も示しております。最終年の平成29年度予定箇所の丸印につきましては、配水管のJR横断であり、現在JRと協議を進めているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○(隅田委員長) 補足説明が了しましたので、上下水道局を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で上下水道局の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

---

午前10時41分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で当委員会に付託されました議案7件の審査は終了いたしました。

次に、討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) ご異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員会報告の文案については、正副委員長において作成の上、7月9日午前10時から委員の皆様にお諮りしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、都市建設部からの報告を受けてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

---

午前10時42分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市建設部からの報告を議題といたします。理事者の説明を求めます。

○(佐藤部長) それでは、本日提出いたしております都市計画道路の変更について、私から概要につきましてご説明させていただきます。

現在整備を進めております三輪通につきまして、実施設計との整合性を図る上で区域の変更を予定しておりますことから、その内容についてご説明をさせていただきますと思います。

私からは以上でございますが、詳細につきましては、担当課長からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○(津嘉田課長) おはようございます。それでは、私から1、都市計画道路の変更について、お手元の委員会資料に基づきご説明させていただきます。

委員会資料1ページをお開き願います。(1)、三輪通についてであります。都市計画決定の経緯を当初決定から記載してございます。都市計画変更の理由(案)といたしましては、現在事業中の三輪通の実施設計との整合を図るため、一部幅員及び区域の変更を行うものであります。

都市計画変更の内容(案)については、表にお示したとおり、変更内容を一部幅員の縮小変更(一般部)及び(橋梁部)、一部区域の変更の3つに分けて、各変更内容を旧、新に分けて表記しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

次に、(2)、今後のスケジュール(案)につきましては、表のとおり北見市都市計画審議会から決定告示までの予定時期を表記しております。本日の

当委員会にご報告させていただいた後、北見市都市計画審議会への諮問等を今後進めさせていただきたいと考えております。

2ページをお開きください。(3)、変更箇所図で変更箇所を赤色で表示させていただきました。

3ページには、(4)、三輪通変更内容(案)といたしまして、変更計画図を表記しております。今回の変更箇所につきましては、西10号から西11号の間の北海道で管理するとん田川の橋梁部前後の一般部及び河川に設置される橋梁部について、停車帯を路肩に変更することによって、一部幅員を現在の21メートルから19.5メートルにするなどが主な変更点となっております。

次に、4ページから5ページには、定規図として、一般部変更箇所につきましては、代表横断面をa)、一部幅員の変更からc)、一部幅員の変更及び一部区域の変更(のり面、擁壁)の3点について、それぞれ上段に変更前、下段に変更後の幅員構成を表記するとともに、橋梁部についても同様に表記しておりますので、ご確認いただきたいと存じます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で都市建設部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上下水道局からの報告を議題といたします。理事者の説明を求めます。

○(今 局長) 報告案件の説明に入ります前に、委員長のお許しをいただき、上下水道局が本年度取り組んでおります上下水道PR事業につきましてご

説明をさせていただきます。

上下水道局では、昨年秋、局内の若手職員を中心に上下水道PR事業プロジェクトチームを立ち上げ、事業の効果的なPRの手法等について検討を進めてまいりました。本年度に入り、6月1日からの水道週間における取り組み、6月28日開催の第30回サロマ湖100kmウルトラマラソンでの給水所の運営及び北見管工事業協同組合様のご協力によるミストシャワーの設置、これらを実施してまいりましたが、今後大きく2つの取り組みを予定しているところでございます。

1つ目は、ボトルドウォーターきたみの水の配布でございます。北見自治区、広郷浄水場では平成10年、道内で初めてとなる高度浄水処理施設を整備し、安全・安心でおいしい水づくりに取り組んでおります。現在広郷浄水場の水道水を使用したボトルドウォーターきたみの水を1万4,000本作成中でございます。今後上下水道局が行う行事のほか、道内外から北見市に來られたお客様へのウエルカムドリンクとしての活用など、観光を初め他の部局とも連携しながら、高度浄水処理による安全・安心でおいしいきたみの水を広く周知してまいりたいと考えております。

2つ目ですが、下水道マンホール蓋のデザインの公募でございます。下水道マンホール蓋につきましては、全国各自治体が特色あるデザインを取り入れており、近年大変注目を集めているところでございます。当市におきましては、最も早く整備を開始いたしました北見自治区で昭和63年に採用したデザインを現在も使用しておりますが、新たなデザインを広く一般から公募し、今後のマンホール新設あるいは更新時に従来のデザインとあわせて使用してまいりたいと考えております。公募の詳細につきましては、今後詰めてまいりますが、9月10日の下水道デーに向け、募集、選定を進めてまいりたいと考えております。

それでは、引き続きまして上下水道局所管の案件



についてでございますが、温根湯温泉地区統合簡易水道事業で工事施工箇所の変更を行いたく、ご報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○（黒川課長） それでは、私から工事施工箇所の変更につきましてご説明いたします。

委員会資料1ページをお開き願います。温根湯温泉地区統合簡易水道事業につきましては、北海道が施工し、北見市が国の補助を受けて費用の一部を負担する道営営農用水事業と、同じく国の補助を受けて北見市が単独で施工する簡易水道事業との合併施工として進めております。道営営農用水事業として予定しておりました資料中段及び上段右側の丸点線箇所が次年度以降に延伸されましたことから、当初の市負担予定額の範囲内で次年度以降の市単独施工箇所を前倒して施工することについて、国・道と協議が調いましたので、資料上段の四角実線箇所へ施工箇所を変更するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○（隅田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で上下水道局からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

---

午前10時53分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前10時53分 閉議

---